

平成 29 年度茨城県新分野開拓商品事業者認定制度 募集案内

1. 目的

この認定制度は、新規性・独創性等一定の基準を満たす新商品を生産する県内の事業者を、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に定める「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定することで、その新商品を県の随意契約による購入を可能とすることなどにより、中小企業の販路開拓を支援するものです

2. 認定の対象となる事業者及び商品

(1) 対象となる事業者 次のア又はイに該当すること

- ア. 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者であって、県内に本店又は主たる事業所を有する者
- イ. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に定める組合であって、県内に主たる事務所を有する者

(2) 対象となる新商品 次のア～カのすべてに該当すること

- ア. 新規性・独創性が認められること。
- イ. 技術の高度化，経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであると認められること。
- ウ. 生産の実施方法並びに生産に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであると認められること。
- エ. 優れた商品特性を有し，医療福祉，環境対応等，県の行政目的の実現に有効であると認められること。
- オ. 県内で生産又は加工された最終製品であること。
- カ. 販売を開始してから 5 年以内であること。

3. 認定による効果

- (1) 県の機関で認定商品を購入する際，通常の競争入札制度によらない随意契約による購入が可能となります。
※ ただし，認定自体が新商品の購入を約束するものではありません。また，認定期間は 3 年間です。
- (2) 県ホームページや県が主催する各種イベント等において，広く新商品が PR されます。
- (3) 同様の認定制度を有する都道府県とのネットワークにより新商品の情報が全国に発信されます。

4. 申込み受付期間

平成 29 年 8 月 1 日（火）～ 平成 29 年 9 月 11 日（月）※期限厳守のこと



5. 申込方法・お問合せ先

下記ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/gijutsu/kogihp/trial/trial.html>)

お問合せは・・・茨城県商工労働観光部産業技術課 地場産業担当まで

TEL 029-301-3584 FAX 029-301-3599